（再審請求手続の受継に関する経過措置）

第十一条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の十の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者（検察官を除く。）が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者（検察官を除く。）が刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十七号）の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

（死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置）

第十二条　施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十三条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一　再審開始の決定が確定した事件について、次に掲げる裁判に関与した者

イ　原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判

(1)　刑事訴訟法第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

(2)　(1)に掲げる判決に係る刑事訴訟法第三百九十六条の規定による判決

(3)　略式命令

ロ　当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定

(1)　刑事訴訟法第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

(2)　(1)に掲げる決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条（第十一号ロに係る部分に限る。）の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第八条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法第四十条第一項の改正規定中「及び証拠物」を「書類」の下に」に、「及び証拠物（」を「」を、「及び証拠物」の下に「（」に、「に改め」を「を加え」に改める。

（政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

電気事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十八号

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）」を「第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）　第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等（第二十七条の三の二・第二十七条の三の三）」に、「第二十七条の二十九の六」を「第二十七条の二十九の八」に、「第二十八条の五十」を「第二十八条の五十の四」に、「第七章　卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）」を「第七章　卸電力取引所
第一節　短期卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）
第二節　中長期卸電力取引所（第九十九条の十五―第九十九条の二十二）
第三節　需給調整卸電力取引所（第九十九条の十九―第九十九条の十八）」に改める。

第二条第一項第十四号中「発電等用電気工作物が」を「発電等用電気工作物の出力の合計が一万キロワットを超えない範囲内において経済産業省令で定める出力を超えることその他」に改める。

第二条の九第二項中「前項の場合」を「前二項の規定による登録の取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、小売電気事業者が正当な理由がないのに、第二条の二の登録を受けた日から一年以内に小売電気事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、同条の登録を取り消すことができる。

第二条の十中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条第一項第一号中「供する目的」の下に「（第二十七条の二十八の二第一項の協議の相手方以外の電気供給事業者が維持し、及び運用する同項に規定する大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する情報を保有している場合において当該協議を行うときは、当該情報については当該協議を適確に行うために当該協議の用に供する目的に限る。）」を加える。

第二章第二節に次の一款を加える。

第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等

（基幹送変電設備整備等計画の認定）

第二十七条の三の二　送電用の電気工作物であつてその電圧の値が経済産業省令で定める値以上のもの又は当該送電用の電気工作物と電気的に接続される変電用の電気工作物であつてその出力が経済産業省令で定める出力以上のもの（第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定められたものを除く。以下「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「基幹送変電設備整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。